

平成27年度 部局長マネジメント方針

とりい よしひろ
危機管理監 鳥居 嘉弘



仕事に対する基本姿勢

地方自治体における危機管理の対応範囲は、自然災害や大規模な事故等に加え、社会的・人為的な事象へと広がってきており、より幅広い対応がもとめられています。

このため、危機の発生防止に努め、危機が発生した時には、市として速やかに初動体制をとり、適切に対応することで市民の生命、身体及び財産等への被害及び行政運営への支障等を最小限に抑制することを基本姿勢として取り組んでいく所存です。

取り組み方としましては、危機管理の基本的な心得として、平時においても色々な危機事象を想定した中で危機が生じないように予知・予防する事前対応（計画・立案・訓練）と、万一、危機が発生した場合に迅速で果敢な決断力、強い実行力で対処しうる「人を育てる」ことが最重要と確信しています。

そのため危機管理室では、平成27年度には下記の項目を重点課題として取り組みます。

平成26年度の振り返り

平成26年度重点課題として、危機管理センターでの災害対策本部設置訓練の実施、自主防災組織と協力して大規模な総合防災訓練の開催、地域防災計画の修正、地域版ハザードマップ作成事業の実施、防犯カメラの設置の拡充等を行いました。

全ての事業が、市民の安心安全のために必要不可欠な事業であり、引き続き事業の習熟に努めるとともに、事業の拡大を図ってまいります。

特に、昨年8月20日広島市で大規模な土砂災害があり74名の方が亡くなりました。被災された地域では、土砂災害の危険地域であるとの住民周知が十分でなく、住民の避難行動に対する意識も低かったことが、被害を大きくさせた要因になっておられます。土砂災害に関する市民の意識を高め、正しい避難行動を取っていただくためには、市が提供する危険情報だけでなく、地域の災害リスクについての情報を住民の皆さんによるまち歩きで確認し、手作りマップを共同して作成することが必要不可欠であります。

このことから、平成26年度に実施した地域版ハザードマップの作成については、今年度も引き続き実施し、全市域で取り組んでいくよう努めてまいります。

1 部局別災害時業務マニュアルの作成及び運営管理

本市は50万人の市民を抱える中核市であり、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、災害応急活動及び災害からの復旧・復興活動の主体として重要な役割を担っていますが、同時に市民生活に密着した行政サービスを提供している基礎自治体として、災害時であっても休止することができない通常業務があります。

生駒断層帯地震や南海トラフ巨大地震等、本市に多大な被害を及ぼす恐れのある災害が発生した場合でも、市の機能を継続させることが重要であり、昨年度市の抱える通常業務の中でも、継続する通常業務・停止する通常業務を「東大阪市業務継続計画」BCPで決めました。今年度は、東大阪市地域防災計画にある、災害時の災害対策活動の業務についても優先順位を決め、「東大阪市業務継続計画」で定めた通常業務と「東大阪市地域防災計画」で定めた災害対策活動を含めた、災害時の「部局別災害時業務マニュアル」の作成を各部局に指示いたします。また、マニュアルの進行管理についても、毎年度実施いたします。

2 全市的な総合防災訓練の継続的な取り組み

平成26年度の取り組みとして、職員向け訓練として図上訓練を行い、一方では市民「自主防災会」を実施主体とし、自衛隊・大阪府警・消防局（団）など、その他防災関係機関の協力で総合防災訓練を実施した。このような取り組みを実施するには日頃から関係組織（団体）との横断的な協力関係が大切であります。危機管理監として、お互いが顔の見える関係を構築し継続していくことで相互理解を深めてまいります。自然災害の発生は止められないが、市民を守るため減災・復旧・復興に繋がる総合的な防災訓練を実施します。

3 地域に合ったハザードマップ作成業務

危機管理室では災害の種別毎に、全市域版ハザードマップを作成しています。しかし本市の地形は、東に生駒山、西は大阪平野であり、東地域は土砂災害の危険性が高く、西地域では浸水害の危険性が高くなっています。平成26年8月20日広島市で発生した土砂災害を検証しても、本市にとっても同じ危険性を持っており、特に東地区を検証しますと、行政面積は61.78km²ですが給水面積が52.00km²で生駒山の標高150m迄給水され、上石切町2丁目では特別高区として230m迄給水されており、急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流に沢山の住宅が建っています。また、一方で本市には、木造住宅の密集地が存在し、地震発生時には大規模火災も懸念されます。このようなことから、市内全域に及ぶ45自主防災組織で、その地区に合った地域版ハザードマップを3年間で全て作成いたします。さらに、特に危険地域と考えられる土砂災害警戒区域等の取り組みとして町丁目別のハザードマップを作成することで地区の災害特性に合った防災対策を図ります。

4 治安対策の強化

市では、市民が安全に安心して暮らすことのできる犯罪のない住みよい街の実現をめざして、さまざまな事業に取り組んでいます。市長を治安対策本部長として大阪府警察本部、布施・河内・枚岡の3警察署と市関係部長で組織し、刑法犯罪・街頭犯罪減少への取り組みとして、防犯カメラの設置・青色防犯パトロール事業・防犯ブザーを配布する事業等を展開してきました。今後も、危機管理室では治安対策本部事務局として、市が安全安心なまちづくりに関する施策を推進していくことに加えて、市民一人ひとりが自らの財産は自分で守るという意識をもつことが大切であり、ハード・ソフト両面から治安対策施策をさらに推進していきます。